

広島県収受	
第	号
- 5.12.22	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

医薬機審発 1222 第 1 号
令和 5 年 12 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長
(公 印 省 略)

希少疾病用医療機器の指定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、希少疾病用医療機器が下記のとおり指定されましたので、通知します。

記

指 定 番 号	(R5 機) 第 33 号
医療機器の名称	ホウ素中性子捕捉療法用中性子照射装置
予定される使用目的又は効果	本装置は、ホウ素薬剤であるボロファラン (^{10}B) とともに使用し、切除不能な皮膚血管肉腫の治療に用いる。
申請者の氏名又は名称	株式会社 CICS

